

令和8年度 御所浦恐竜の島博物館 博物館実習実施要項

1 趣旨

博物館法施行規則に基づく「博物館実習」の単位を天草市立御所浦恐竜の島博物館における実習によって修得しようとする学生の受入れ及び実習の実施のため、博物館実習を行う。

2 対象

博物館実習以外の学芸員取得科目の単位を取得済みもしくは取得見込みの者で、実習期間中すべての日程に出席可能な大学生及び大学院生。

※古生物学や地質学関連の科目（一般教養課程や教職課程を含む）を履修していることを推奨する。

3 定 員

5名程度までとし、応募多数の場合は博物館で選考を行う。

4 実習期間など

令和8年8月下旬から令和8年9月下旬までの期間の5日間（予定）

※時間は8時30分から17時15分までとする。

※期間の詳細は申込者等と調整の上、決定する。

5 実習内容

主として古生物学や地質学分野に関する調査研究、標本に関わる技術（化石クリーニングや複製製作等）、標本管理、教育普及、展示等の博物館に関わる業務について実習を行う。

6 実習場所

天草市立御所浦恐竜の島博物館、関連施設及び野外等

7 申込方法

次の書類を当該年度の5月29日（金）までに博物館に郵送又は持参すること。※必着

（1）依頼文書（公印を押印したもの）

（2）個人調書（写真が添付された履歴書）

（3）実習生が作成した実習希望理由書（800字程度。テーマは「御所浦恐竜の島博物館で実習を希望する理由」および「資料館・博物館および専攻する分野に関する自身の経験」について記述すること。）

（4）その他（大学側で定めているものがあれば、その書類）

8 受入通知

博物館は実習の申し込みの内容を審査し、6月末日までにその結果を大学もしくは申込者へ通知する。

9 実習実施に必要な書類

実習生の受入を通知された大学は、次の書類を事前に博物館に提出するか実習生に携行させること。

- (1) 大学が定めた館園実習参加要領等（実習の事前指導内容がわかるもの）
- (2) 実習記録簿および出勤簿等
- (3) 博物館が記入を要する評価書類
- (4) 評価書類等の返信先および返信用封筒
- (5) その他実習に必要な書類

10 事故に対する責任

原則として実習中の事故に対する責任は大学及び実習生が負うものとし、実習生の責任で保険（対物・対人を含む）に加入すること。

11 その他

- (1) 実習については無料とする。ただし、交通費、宿泊費、通信費、実習に必要な個人の消耗品費等は自己負担とする。
- (2) 実習期間中、実習生として不適切な行動（やむを得ない理由のない遅刻・早退・欠席、及び不真面目な実習態度等）があった場合、受け入れを取り消すことがある。
- (3) 実習生は、博物館職員同様、服務規律を遵守すること。
- (4) 不足の事態により実習を中止または延期する場合がある。その場合、博物館は実習生にすみやかに連絡を行う。

12 申込書等提出先及び問い合わせ先

天草市立御所浦恐竜の島博物館 担当：廣瀬
〒866-0313 熊本県天草市御所浦町御所浦 4310-5
メール k-hirose@goshouramuseum.jp
電話 0969-67-2325 FAX 0969-67-2359